

本郷地区キャンパス計画要綱（案）

平成5年6月8日

（評議会承認）

平成15年3月18日改正

（評議会承認）

趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」（平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択、平成19年7月19日役員会承認）の趣旨に則り、本郷地区キャンパスを総合的・統合的に再開発し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープランを定めるものである。

理念

本郷地区キャンパスは、本学の「三極構造」の重心として位置づけられている。真理探究と知の創造を目指す本学の中核であることは言うまでもない。大学創立時より育まれた歴史が、建築および自然環境として本キャンパスの骨格を構成している。

優れた歴史的環境によって醸成される象徴性を継承しつつ、最先端の教育研究施設を戦略的に展開する必要がある。しかしながら、現在、本キャンパスの使命の大きさに反して狭隘化が進んでいる。歴史的環境をかけがえのない価値として保全しながら、キャンパスを本学の中核にふさわしい教育研究環境として再構成することが急務である。

以上より、歴史を感じさせる外部空間を中心に、その保全と有効利用を促進するとともに、近未来のニーズを満たす施設を、場の歴史性の濃淡に応じて構築し、「過去から未来へと貫く時間のイメージ」を創出することを本郷キャンパスの基本理念とする。

目標

1．歴史的環境の継承

本郷地区キャンパスにおいて長年にわたり形成されてきたキャンパス環境の優れた特性を継承する。

2．最先端の教育研究施設の整備

教育研究の高度化に対応した最先端の施設・設備を擁する最適の大学キャンパスを実現する。

3．教育研究の必要に応じた施設面積の確保

各部局のアカデミックプランを実現する施設計画が可能となるように建設可能用地を確保する。

4．教育研究活動を中断させることのない更新のシステムの樹立

教育研究活動を支障なく継続しつつ、必要に応じて絶えず施設の更新が可能なシステムを確立する。

5．共同利用施設の充実

キャンパスを効率的に利用し、さらには部局の枠を超えた教育研究活動の展開を可能にするとともに、学生・教職員の福利厚生を図るため、各種の共同利用施設を適切な位置に配置し、その充実を図る。

基本となる原則

1．一体性・統一性の原則

本郷地区キャンパス（本郷、弥生および浅野の各団地）の全体を一体のものにとらえ、統一的な計画を立てる。

2．全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

3．非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一的かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障を来させるものであってはならない。

方法

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。本郷地区キャンパスは、「三四郎池」や「正門から安田講堂、総合図書館から工1号館」、「農正門から農3号館」などの貴重な歴史的空間を複数有しているため、これらをキャンパスの核となる外部空間として位置づける。また、これらを繋ぐ軸線は、施設配置に統合的な秩序を与え、かつ新たな外部空間を創出していくための主軸として位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



本郷地区キャンパス概念図

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮すること。また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高さを抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持すること。

なお、景観軸に係る建造物の整備計画については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

歴史的な蓄積を最大限活用し、本学の中核にふさわしい「風格あるキャンパス」を形成する。ま

た、先進的な研究教育活動の場として、近未来のニーズに対応した外部環境と施設構成を創出する。

a) 強い象徴性

安田講堂と三四郎池を中心とした歴史性を中心に据える。

b) 時間の調和

過去から未来へと貫く時間のイメージを創出する。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

エリアコードに沿って、適切かつ戦略的にデザインの質を確保する。歴史的な区域と現代的な感性を活用する区域の違いを設計に適確に反映させる。

a) 厚みの設計

外観は、好ましいエイジングをもたらす重厚かつ落ち着いた素材を基調とする。

b) 歴史の継承

内田ゴシックに代表される「歴史性」を最大限活用する。

5) その他

「保存」「復元」「新設」の手法を確立する。

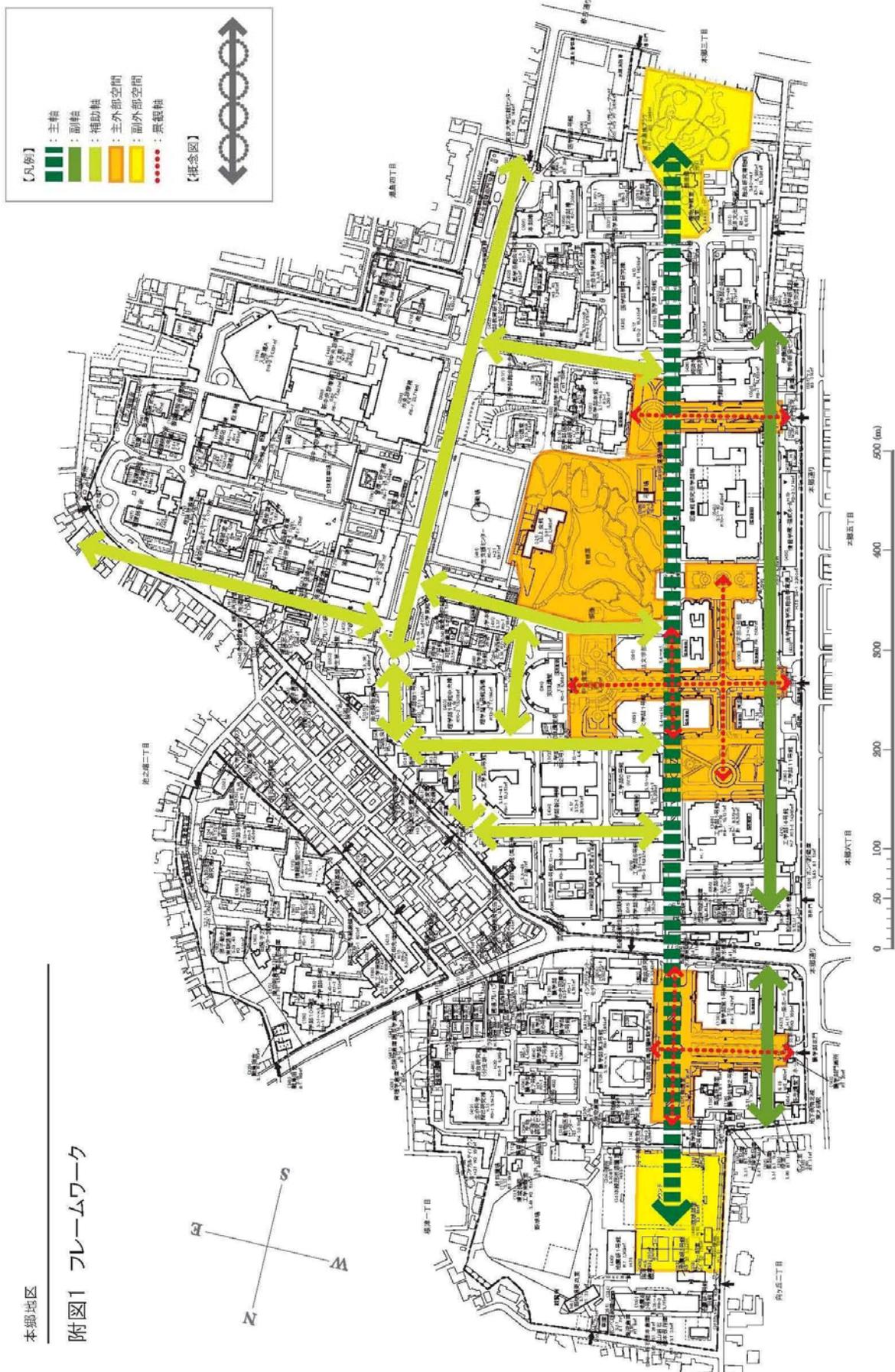
環境全体で省エネルギー化を目指す。

(脚注)

内田ゴシックとは、関東大震災によって本郷キャンパスの大部分が損壊・焼失した後に震災復興計画を担った内田祥三が採用したゴシック的建築様式であり、安田講堂、法文1,2号館、法3号館、工・列品館、総合図書館、工1号館、医2号館本館、農3号館などがその例である。

本郷地区

附图1 フレームワーク



2 . 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2 - 1 から2 - 4 に示す。

2 - 1 . 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように良好な関係を保つこと。

2 - 2 . 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

- ・ 赤門
- ・ 正門及び門衛所
- ・ 化学教室
- ・ 大講堂
- ・ 列品館
- ・ 東京大学広報センター
- ・ 農学部 1 号館
- ・ 法学部 3 号館
- ・ 総合図書館及び研究所等
- ・ 法文学部 1 号館
- ・ 法文学部 2 号館
- ・ 御殿下記念館
- ・ 池ノ端門及び門衛所
- ・ 竜岡門及び門衛所
- ・ 管理研究棟
- ・ 工学部 1 号館
- ・ 医学部本館
- ・ 農学部 2 号館
- ・ 弥生門、門衛所及び堀
- ・ 農学部正門及び門衛所及び自動車車庫
- ・ 七徳堂
- ・ 工学部 6 号館
- ・ 農学部 3 号館
- ・ 本郷通り堀
- ・ 堀（言問通り、湯島四など）
- ・ 懐徳館西側旧前田邸前庭の堀
- ・ 懐徳館

以上、計 27 点

3) 保存建造物 2 種

- ・ 赤門車庫（コミュニケーションセンター）
- ・ 物置（病院）
- ・ 赤門倉庫
- ・ 工学部 4 号館
- ・ 工学部 2 号館
- ・ 東第 2 病棟（東研究棟）

- ・ 第一研究棟
 - ・ 内科研究棟
 - ・ 高圧実験室
 - ・ 理学部 2 号館
 - ・ 学生第 2 食堂
 - ・ 弓道場及び弓道場物置
 - ・ 船型試験水槽室
 - ・ 工学部 3 号館
 - ・ 図書館西側東屋（藤棚）
 - ・ 南研究棟
 - ・ 理学部旧 1 号館
 - ・ コンビニ安田講堂店
 - ・ 野球場更衣室
- 以上、計 20 点

4) シンボル工作物

- ・ 総合図書館前噴水
 - ・ コンドル象
 - ・ ウェスト像
 - ・ 三好晋六郎像
 - ・ 懐徳館基礎
 - ・ 浜尾新像
 - ・ ポンプ跡
 - ・ 佐藤三吉像
 - ・ 青山胤通像
- 以上、計 9 点

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その歴史を構成している施設や樹木等の空間的配置及び細部や意匠・構造の双方に十分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は、要望等に応じて追加指定してもよい。

保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

保存建造物 2 種・シンボル工作物

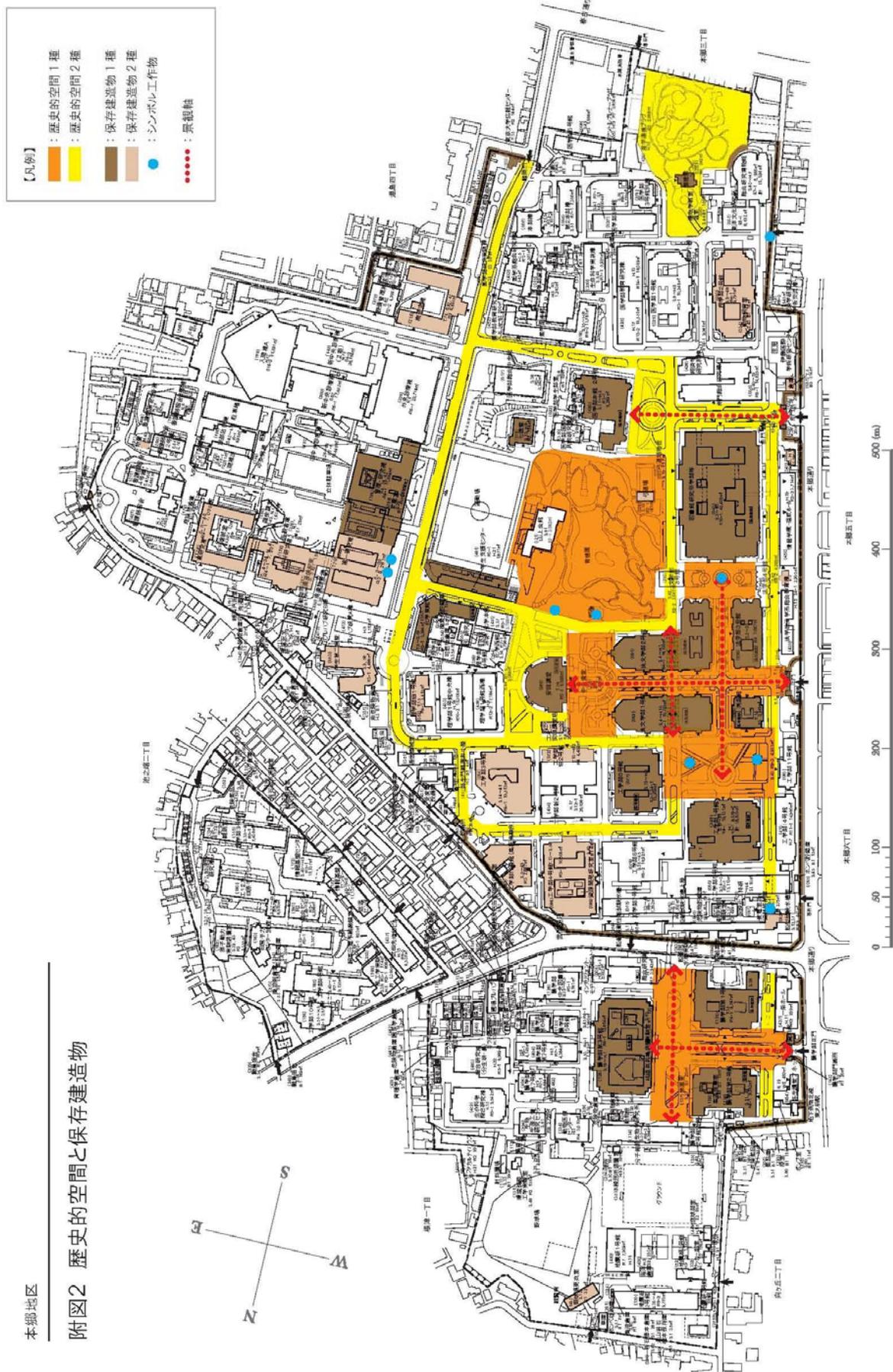
現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

本郷地区

附图2 歴史的空間と保存建造物



2 - 3 . 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創りだす緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

- ・安田講堂前広場クスノキ（南北二本）
- ・大銀杏広場イチョウ
- ・赤門脇スタジイ（南北二本）
- ・医学部総合中央館脇スズカケノキ
- ・船型試験水槽室前クスノキ
- ・農学部第3号館前イチョウ
- ・農学部正門前アカメガシワ

以上、計9本

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動できるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

また本郷地区キャンパスでは、東京都の緑化面積基準（地上部）を満足していないことを踏まえ、施設整備の際には積極的な緑化を検討すること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による確認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わない

こととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

- a) 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上のもの
- b) 高さが 15 メートル以上のもの
- c) 株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上のもの
- d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が 30 m²以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

本郷地区

附図3 緑・自然環境



2 - 4 . キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力すること。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスのエッジを演出すること。

d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、大学としてのモラルを示し、危険物貯蔵所などのバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物は原則として建設しない。

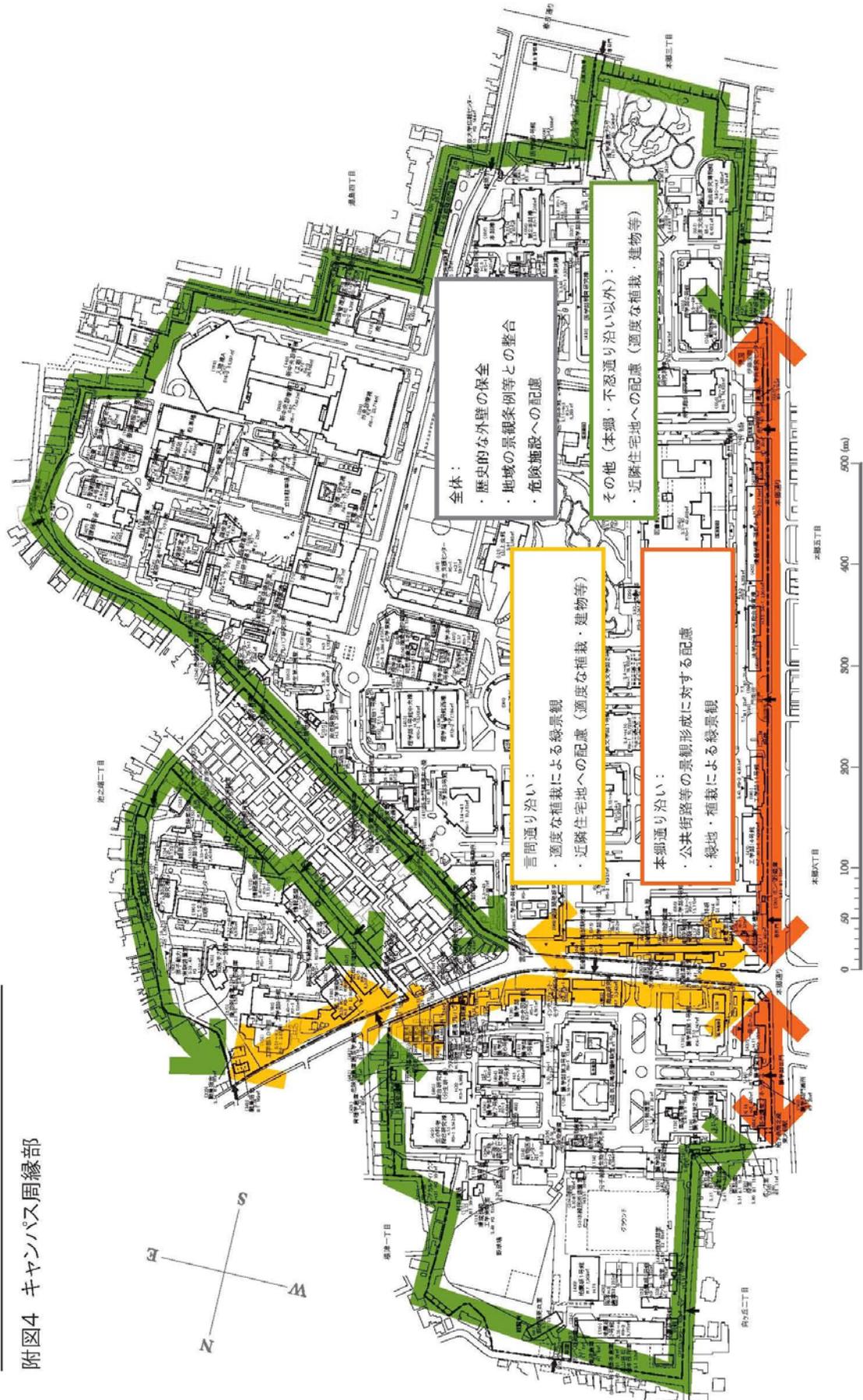
e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

f) 歴史的な外壁の保全

保存建造物等に指定されている歴史的な外壁を適切な状態に保つこと。

附図4 キャンパス周縁部



3 . 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

歴史的環境と新たな建設の秩序ある統合を図り、キャンパス全体の良好な環境を保全、強化するため、附図5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

低層地区

高さ 12m、容積率 60%

中層地区

高さ 36m、容積率 180%

高層地区

高さ 60m、容積率 300%

第1種特殊地区（運動場等）

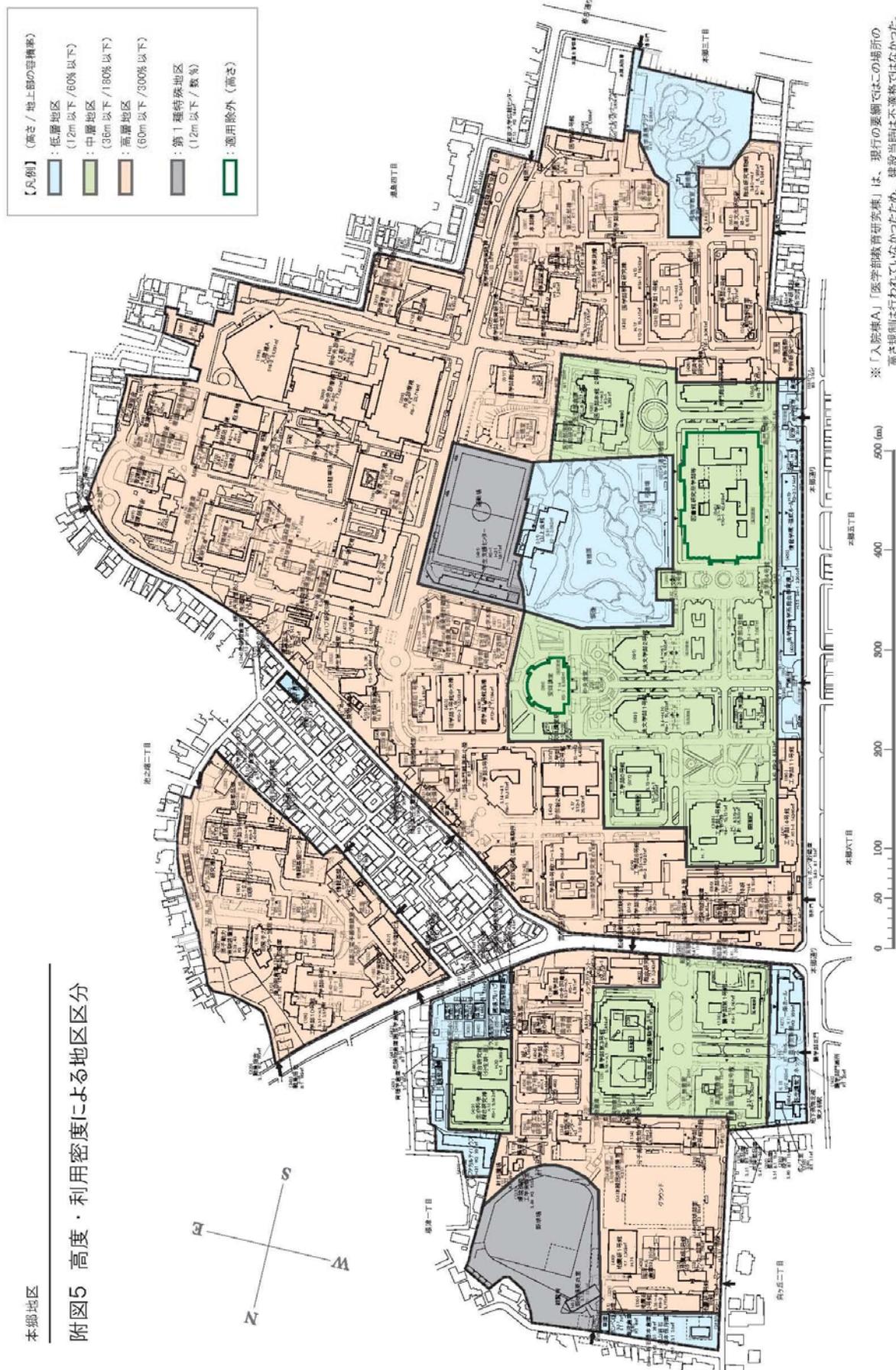
管理施設・部室等を除き、原則建築物を建てない。建てる場合も12m以下とする。
容積率は数%。

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただしキャンパスの容積率が、都市計画に定められた容積率を将来に渡って超えないようにすること。
- ・高さが60mより高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

本郷地区

附図5 高度・利用密度による地区区分



※「入院棟A」「医学部教育研究棟」は、現行の要綱ではこの場所の
高さ規制は行われていなかったため、建設当時は不適合ではなかった。

全体構想

1．共同利用施設の配置

利用者が広範囲にわたり、または対外的公開性の強い共同利用施設を優先して配置すべき地域、および、食堂等一定範囲の地域ごとに設けるべき共同利用施設の配置個所を、平成 15 年 3 月の本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図 5 のとおり指定する。(参考図 1)

2．部局の再配置

キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にするとともに、その有効かつ合理的な利用を図るため、基本的に平成 15 年 3 月の本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図 6 に示すところに従って、部局建物の全部または一部を再配置する。(参考図 2)